

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	保育所等における保育の実施等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、保育所等における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所等における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	<p>子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他関係法令に基づき、保育所等における保育の実施等の事務を行う。</p> <p>上記法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>教育・保育給付認定及び保育施設利用申込み申請の受理 教育・保育給付認定申請に基づく審査 保育所等の利用調整 保育所等の利用調整の結果通知の発送 保育所等における保育の実施 公立保育園・公設民営保育園の延長保育利用申請の受理 公立保育園・公設民営保育園の延長保育利用申請に基づく審査、利用調整 公立保育園・公設民営保育園の延長保育利用申請に対する結果通知の発送 利用者負担額(以下、保育料)の決定 保育料の納付書発行 保育料の収納 保育料の減額免除申請の受理、審査、回答 保育料の滞納整理 保育料の督促 休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育利用申請の受理、審査、決定事務</p>
③システムの名称	1 子ども・子育て支援システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保育施設入所者ファイル、休日保育利用者ファイル、年末保育利用者ファイル、一時保育利用者ファイル、緊急一時保育利用者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表9の項及び127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第68条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の区長の部23の項、27の項 別表2の区長の部26の2の項、26の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第8号</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報提供ができる根拠法令) なし (情報照会ができる根拠法令)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務が含まれる項(17の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務の内容)に子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務が含まれる項(155の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話:03-5608-6152
②所属長の役職名	子ども施設課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課入園係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話:03-5608-6152
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課入園係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話:03-5608-6152
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	・事務処理手順の標準化・マニュアル化 ・職員への教育

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月8日	情報提供ネットワークシステムにおける情報連携①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成30年6月8日	情報提供ネットワークシステムにおける情報連携②法令上の対象人数 いつの時点の計数か		1番号法で規定する事務 ①番号法第19条第7号 別表第二		
平成30年6月8日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年6月8日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項	番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項	事後	
令和1年6月18日	対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年9月30日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項及び94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事前	
令和1年9月30日	情報提供ネットワークシステムにおける情報連携②法令上の特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	1番号法で規定する事務 ①番号法第19条第7号 別表第二	①番号法第19条第7号 別表第2 (情報提供ができる根拠法令)	事前	
令和1年9月30日	評価書名	保育施設の利用調整及び特別保育の利用に係る利用者負担額の徴収に関する事務	保育所等における保育の実施等に関する事務	事前	
令和1年9月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	墨田区は、保育施設の利用調整及び特別保育の利用に係る利用者負担額の徴収に関する事務	墨田区は、保育所等における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取	事前	
令和1年9月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	保育施設の利用調整及び特別保育の利用に係る利用者負担額の徴収に関する事務	保育所等における保育の実施等に関する事務	事前	
令和1年9月30日	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワーク)	提供・移転しない	十分である	事前	
令和1年12月13日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課入園係	事後	
令和1年12月13日	II しきい値判断項目 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和1年12月13日	IV-8 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月11日	II しきい値判断項目 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和3年6月10日	か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年6月16日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①番号法第19条第7号 別表第2	①番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の計数	令和4年3月31日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年5月31日 時点	事後	
令和5年6月26日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令	②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報定める命令	事後	
令和6年6月26日	対象人数 いつの時点の計数	令和5年5月31日 時点	令和6年5月17日 時点	事後	
令和6年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月31日 時点	令和6年5月17日 時点	事後	
令和6年6月26日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	事後	
令和6年6月26日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①番号法第19条第8号 別表第2 (情報提供ができる根拠法令)	①番号法第19条第8号 ②行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和7年6月27日	対象人数 いつの時点の計数	令和6年5月17日 時点	令和7年5月20日 時点	事後	
令和7年6月27日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年5月17日 時点	令和7年5月20日 時点	事後	
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	-	項目追加	事後	